

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)を、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方であると理解していません。当社の利害関係者には、株主、顧客、従業員、取引先などがありますが、中でも株主の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務であると考えております。当社のコーポレート・ガバナンスとは、こうした株主を中心とする利害関係者の利益の極大化を図るために会社としての意思決定及び業務の執行に関して、妥当性、適法性、ディスクロージャー内容の適正性についての仕組みを確立するための組織体制であると考えております。

かかる認識のもと、当社は「経営監督と業務執行の分離」がコーポレート・ガバナンスの効果的な実施に重要であると考え、平成18年3月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、委員会等設置会社(現 委員会設置会社)に移行しました。委員会等設置会社移行に伴い、「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」の3委員会を設置しております。

本報告書提出日現在の取締役会は、取締役7名で構成され、うち5名は社外取締役であります。また、指名委員会及び監査委員会は全員社外取締役で構成され、報酬委員会もメンバー3名のうち2名が社外取締役で構成されております。指名委員会は、取締役及び執行役の選任及び解任議案を、報酬委員会は取締役及び執行役の個別報酬額議案を決定し、また監査委員会は、取締役及び執行役の業務執行並びに取締役会における意思決定の監査を中心に行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
グレンジャー インターナショナル インク	28,224,000	45.58
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	3,357,523	5.42
グレンジャー ジャパン インク	3,040,000	4.91
シティバンク エヌエー ニューヨーク アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー シェアホルダーズ	1,486,315	2.40
ジェーピーエムシー オッペンハイマー ジャスデック レンディング アカウト	1,286,100	2.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,283,900	2.07
エムエスアイピー クライアント セキュリティーズ	1,281,900	2.07
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウト エスクロウ	1,262,783	2.04
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー) サブ アカウト ノン トリーティー	1,147,900	1.85
ビーエヌワイ ジーシーエム クライアント アカウト ジェーピーアールディー エーシー アイエスジー(エフイー エーシー)	1,131,944	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	W.W. Grainger, Inc. (上場:海外) (コード) ——
--------	--------------------------------------

補足説明 更新

当社は、米国Graingerグループに属しており、直接の株主であるGrainger International, Inc.及びGrainger Japan, Inc.の100%親会社であるW. W. Grainger, Inc.の子会社という位置付けにあります。これらの親会社及びグループ企業と協力関係を持ちつつ、かつ経営上の独立性を保ちながら事業を遂行しております。W. W. Grainger, Inc.は当社の議決権の50.93%を間接保有しており、同社の従業員1名が当社の社外取締役を兼務しております。

また、当社取締役会長瀬戸欣哉は、W.W. Grainger, Inc.のシニア・バイス・プレジデントを兼務しており、同社の役員又は従業員の当社取締役との兼務は2名となりますが、これによるGraingerグループと当社グループの関係に重大な変化が生じる事象はありません。

なお、当社は親会社から商品の一部を購入しており、Graingerグループ企業へ商品の一部を販売しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	12月
-----	-----

業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

当社は、下記「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載のとおり、当社独自の経営判断を行うことができる状況を担保するため、取締役会の構成において、親会社の役員又は従業員を兼務する取締役については、現状は2名体制であり、将来においても半数に満たないよう留意することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

(1)親会社等の企業グループに属することによる事実上の制約、リスク及びメリット、親会社等とそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社は、親会社及びグループ企業との協力関係を持ちつつ、かつ経営上の独立性を保ちながら事業を遂行しております。当社の取締役7名のうち、親会社の役員1名及び従業員1名が取締役を兼務しておりますが、かかる兼務状況が当社経営の独立性に影響を及ぼすことは想定しておりません。当社は親会社及びグループ企業との間で商品の売買を行っておりますが、取引額は僅少であり、大きく依存する状況にはありません。

(2)親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、親会社及びグループ企業との関係において、事業運営及び取引の独立性を保つことを基本として事業を遂行しております。当社の取締役会の構成は、本書提出日現在、親会社の役員又は従業員を兼務する取締役2名、その他の社外取締役4名及び社内取締役1名の計7名であり、親会社との兼務役員は7分の2であり、当該兼務状況が当社経営の独立性に影響を及ぼすことは想定しておりません。

(3)親会社等からの一定の独立性確保の状況

当社は、親会社及びグループ企業との関係において、事業運営及び取引の独立性を保つことを基本として事業を遂行しております。本書提出日現在、取締役2名が親会社の役員又は従業員を兼務しておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、当社の事業活動上も、現状、親会社及びグループ企業と取引は僅かであり、大きく依存する状況にないことから、当社は親会社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	7名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮島 正敬	他の会社の出身者								△			
山形 康郎	弁護士								○			
喜多村 晴雄	公認会計士											
岸田 雅裕	他の会社の出身者											
デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド	他の会社の出身者		○						○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
宮島 正敬	○	○		○	当社独立役員	複数企業の経営を通じて得られた経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役に選任しております。また、同氏は独立した立場で取締役会に出席し、適切な意見表明を行うことで取締役会の経営監視機能を担っており、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当していないため、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

山形 康郎			○	○	当社独立役員 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役を選任しております。また、同氏は独立した立場で取締役会に出席し、適切な意見表明を行うことで取締役会の経営監視機能を担っており、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当していないため、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
喜多村 晴雄	○		○	○	当社独立役員 喜多村公認会計士事務所 所長	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役を選任しております。また、同氏は独立した立場で取締役会に出席し、適切な意見表明を行うことで取締役会の経営監視機能を担っており、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当していないため、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
岸田 雅裕		○	○	○	当社独立役員 A.T.カーニー株式会社 代表取締役	経営コンサルタントとして、企業経営やマーケティング施策に関して専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役を選任しております。また、同氏は独立した立場で取締役会に出席し、適切な意見表明を行うことで取締役会の経営監視機能を担っており、独立性の基準及び開示加重要件のいずれにも該当しておらず、当社が株式を上場する東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項にも該当していないため、独立性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド	○				W.W.Grainger, Inc. バイス・プレジデント次席ジェネラル・カウンセラー兼コーポレート・セクレタリー	米国での弁護士経験を通じてコーポレートガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたくため、社外取締役を選任しております。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性 [更新](#)

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	3	0	0	3	社外取締役
報酬委員会	3	0	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数 [更新](#) 6名

兼任状況 [更新](#)

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
鈴木 雅哉	あり	あり	×	×	なし
柴垣 香平	なし	なし	×	×	あり
吉野 宏樹	なし	なし	×	×	あり
甲田 哲也	なし	なし	×	×	あり
安井 卓	なし	なし	×	×	あり
橋原 正明	なし	なし	×	×	あり

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

当社は、会社法施行規則第112条第1項に規定する「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」として、内部監査室を選定しており、2名体制で日常業務の状況を適時に監査委員会へ報告を行う体制を構築しております。また、内部監査室に所属する使用人の独立性を確保するため、人事異動、人事考課及び給与改定については、あらかじめ監査委員会に諮ったうえで決定しております。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査法人とは、半期、期末監査時および適宜に会計監査実施結果について報告を受けるとともに、適宜、情報交換や意見交換を行い、緊密な相互連携を図っております。

当社では、内部監査室が企業全体を監査対象として内部監査業務を行うと共に、監査委員会に対しましては監査委員会の職務補助を行っており、監査委員会と内部監査室は緊密に連携して監査を実施しております。具体的には、内部監査室は内部監査実施の状況、監査において発見された問題点等を随時監査委員会へ報告しております。加えて、必要に応じて内部監査、監査委員会監査の問題点を共有し、相互に必要な対策または改善措置の提案を行っております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、会社法第236条、238条及び240条の規定に基づき、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、執行役、従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションの付与により、従業員の業績向上意欲と士気を高め、結果として企業価値の増大に繋がるものと考えております。

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年12月期における当社の取締役および執行役に支払った報酬は以下の通りであります。

社内取締役に支払った報酬 67,208千円

社外取締役に支払った報酬 13,800千円

執行役に支払った報酬 87,460千円

報酬等の額には、役員賞与、役員退職慰労引当金繰入額及びストック・オプション報酬として計上した額が含まれております。

報酬の対象となる役員の員数は延べ12名であります。なお、期末現在の人員は、社外取締役5名を含む取締役7名及び執行役5名であり、うち1名は取締役と執行役を兼任しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

当社は、「取締役及び執行役のインセンティブを高める報酬体系を構築し、適正な業績評価を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを目的として、報酬委員会を設置しております。委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名により構成しておりますが、取締役本人の報酬等に関する決議に際しては、当社報酬委員会規則により当該取締役は決議に参加していません。

取締役及び執行役の報酬は、固定報酬、業績による報酬(賞与)、ストック・オプション及び役員退職慰労金としております。固定報酬は、各取締役及び執行役の役職・職責等に応じて、当社経営環境、社外専門機関調査による他社水準などを考慮して適切な水準で設定しております。業績による報酬は、業績(営業利益の指標達成度合)と、期初に設定した経営施策の達成度合により決定しております。業績による報酬は、当社業績により大きく変動する場合があります。ストック・オプションは、会社業績、個人別評価により報酬委員会で審議の上、取締役会で決定しております。

なお、役員退職慰労金につきましては、平成22年3月17日開催の報酬委員会の決議に基づき導入した制度であり、取締役及び執行役の在任中の労に報いるため、将来の支出時における一時負担の増大を避けるとともに、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役をサポートする専任スタッフはおりませんが、社内取締役および管理部門において適宜情報の提供等を行い対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は平成18年3月29日開催の定時株主総会終結時から、委員会等設置会社(現 委員会設置会社)に移行しております。なお、コーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりであります。

a. 経営監督機能

(a) 取締役会

当社は委員会設置会社であります。取締役会は経営の最高意思決定機関として、少なくとも年8回以上開催され、当社では会社法第416条に規定する専権事項を中心とした重要事項について決定します。取締役会は、7名の取締役によって構成されており、うち5名は社外取締役であります。社外取締役には弁護士1名及び公認会計士1名を含んでおります。当社では取締役会に次の委員会を設置しております。

(ア) 指名委員会

株主総会に提出する取締役の選任及び解任並びに取締役会に提出する執行役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、公認会計士1名を含む社外取締役3名により構成されております。

(イ) 監査委員会

取締役及び執行役の業務執行に関する妥当性、適法性、適正性についての監査、並びに株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任に関する議案の内容を決定する機関であり、原則毎月1回開催されます。弁護士1名及び公認会計士1名を含む社外取締役3名により構成されております。

(ウ) 報酬委員会

取締役及び執行役の個人別の報酬に関する議案の内容を決定する機関であり、社外取締役2名を含む取締役3名により構成されております。

(b) 内部監査室

内部監査室は代表執行役の指示に基づき、当社の内部監査を実行する組織であり、2名体制で全部門を対象に会計監査及び業務監査を計画的に実施しております。また、会社法施行規則第112条第1項に規定する「監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項」に基づく使用人であります。なお、内部監査室は内部監査体制や監査範囲などに関し、監査委員会及び会計監査人と緊密に連携して活動しております。

b. 業務執行機能

(a) 代表執行役、執行役

当社は、執行役の中から代表執行役1名を選任しています。代表執行役は、業務執行最高責任者として当社を代表し、取締役会の決議に基づき委任を受けた業務を執行します。また代表執行役は、取締役会に対し、業務執行状況及び月次決算の状況について毎月1回報告及び説明する義務を負っています。執行役は代表執行役を補佐し、業務執行の推進責任及び監督責任を負っております。

(b) 執行役員

代表執行役及び執行役により構成され、取締役会の決議により委任を受けた業務執行の重要事項を多数決により決議いたします。

(c) 部門長会

部門長により構成され、業務執行の重要事項についての報告、協議及び決議を行っております。

2) 社外取締役と当社との人的関係、資本的關係又は取引關係その他の利害關係

社外取締役デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド氏は、当社の親会社であるW.W.Grainger, Inc.のバイス・プレジデント 次席ジェネラル・カウンセラー兼コーポレート・セクレタリーを務めております。当社は商品の一部を同社より仕入れておりますが取引金額は僅少であります。また、当社は弁護士法人関西法律特許事務所と法律顧問契約を締結しております。弁護士法人関西法律特許事務所は当社の社外取締役山形康郎氏が社員弁護士を務める法人であります。同人は当社の顧問弁護士ではないため会社と山形康郎氏との間の独立性は確保されております。上記以外の社外取締役との間で特別な関係は存在せず、各社外取締役と特別の利害関係はありません。

社外取締役: 宮島 正敬氏、山形 康郎氏、喜多村晴雄氏、岸田 雅裕氏、デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド氏

3) リスク管理体制の整備の状況

コーポレート・ガバナンスの基盤となるコンプライアンス(法令遵守)につきましては、「コンプライアンス・トレーニング・マニュアル」及び「ビジネス・コンダクト・ガイドライン」を制定し、また、リスク管理につきましては、リスク管理規程を制定し、経営トップから各従業員に至るまで、周知徹底を図っております。

4) 会計監査の状況

当社の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士柳年哉及び松本要が執行いたしました。また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他7名であります。

平成26年12月期における当社の監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

監査報酬

監査証明業務に基づく報酬 16,000千円

5) 監査役の機能強化に係る取組状況

当社は委員会設置会社形態を採用しているため、監査委員会を設置しており、該当事項はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業統治(コーポレート・ガバナンス)を、様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的な枠組みのあり方であると理解していま

す。当社の利害関係者には、株主、顧客、従業員、取引先などがありますが、中でも株主の利益の極大化を図ることが当社の最も重要な責務であると考えております。当社のコーポレート・ガバナンスとは、こうした株主を中心とする利害関係者の利益の極大化を図るために会社としての意思決定及び業務の執行に関して、妥当性、適法性、ディスクロージャー内容の適正性についての仕組みを確立するための組織体制であると考えております。

かかる認識のもと、当社は「経営監督と業務執行の分離」がコーポレート・ガバナンスの効果的な実施に重要であると考え、平成18年3月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、委員会等設置会社（現 委員会設置会社）に移行しました。委員会等設置会社移行に伴い、「指名委員会」、「報酬委員会」、「監査委員会」の3委員会を設置しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、監査法人とも連携をとって、早期発送を目指します。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期が12月であるため、極端な集中日はないものと考えられますが、会場も含めて開催日時は慎重に検討し、多くの株主様にご出席いただけるよう取り組んでまいります。
電磁的方法による議決権の行使	実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上の開催を予定しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算情報以外の適時開示資料等を掲載するとともに、投資家にとって有用な各種会社情報を公開いたします。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 代表執行役社長 鈴木 雅哉 IR担当部署: 管理部門 IR・広報グループ IR事務連絡責任者: 執行役管理部門長 甲田 哲也	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、アナリスト・機関投資家に対して年2回以上の説明会を開催するとともに、個人投資家に対しても年1回以上の会社説明会を開催しております。また、代表執行役社長自らも積極的にIR活動を行う等、積極的にステークホルダーに対する情報提供を行っていく方針であります。また、情報開示につきましては、決算発表の早期化に努めるとともに、自社ホームページを活用した積極的な開示を行い、透明性の高い企業経営を目指してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、執行役の職務執行その他会社業務の適正性を確保するため、適切な内部統制システムを整備し、その有効性の確保に努めております。合わせて会社法第416条第1項第1号口及び同法同条第1号ホに規定される「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」、「業務の適正を確保するための体制」に関して以下の条項を定めております。

[監査委員会の職務の執行の為に必要なもの]

(a) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項(会社法施行規則第112条第1項第1号)

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行にかかる事項について調査をする必要が生じた場合には、当該委員会の委員長である取締役は、その調査に積極的に協力する義務を負うものとする。職務を補助すべき使用人に関しては、内部監査室の構成員を2名以上とし、その使用人が、監査委員会の職務の補助を行う。

(b)(a)の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項(第2号)

執行役社長は、内部監査室に属する使用人の任命、人事異動、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項については、監査委員会の承認を得た上で決定する。

(c) 執行役及び使用人が監査委員会に報告するための体制(べき事項)その他の監査委員会への報告に関する事項(第3号)

(ア) 執行役社長は、監査委員会に対して、執行役及び部門長からなる部門長会において、審議報告された案件について、報告を行うものとし、その他必要に応じて、適宜、監査委員らと意見交換の場を持つこととする。

(イ) 執行役社長は、内部監査室が実施した内部監査の結果については、必ず、監査委員会へも報告する体制を確保する。

(ウ) 内部通報制度についての体制を整備し、これにより、執行役、取締役又は使用人等の職務遂行に関する不正行為、その他法令・定款違反をするおそれ、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。

[業務の適正を確保するための体制]

(a) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に係る事項(会社法施行規則第112条第2項第1号)

社内規則に則り保存及び管理し、社外への漏洩防止に必要な措置を講じる。

(b) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制(第2号)

(ア) 執行役社長は、リスク管理規程を定めるとともに、リスクの種類毎に担当責任者及びマニュアルに基づくリスク管理手順を定め、適切な管理体制を構築・運営させる。

(イ) 内部監査室はリスク管理体制の運用状況を毎年1回以上確認し、代表執行役及び監査委員会に報告する。

(ウ) 新たなリスクが生じた場合、速やかに代表執行役が対応責任者となり、その対応を図る。

(c) 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項(第3号、第4号)

(ア) 執行役社長は、執行役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、高い倫理観と道徳観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう「コンプライアンス・マニュアル」を定め、これに従った運用を行い、コンプライアンス委員会を設置し、その推進を図る。

(イ) 執行役社長は、内部通報制度を設置する。

(ウ) 執行役社長は、通常業務に関する重要事項について、部門長会で審議し、その内容を監査委員会に定期的に報告する。

(エ) 執行役社長は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。

(オ) 内部監査室による内部監査を実施し、執行役社長及び監査委員会に対して報告する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、反社会勢力との関係を一切排除するため、コンプライアンス・トレーニング・マニュアル及びビジネス・コンダクト・ガイドラインを制定し、「いかなる場合においても、そうした勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切関わりを持たず、不当な介入を許すことなく、断固として排除する」旨、基本姿勢として定めております。

社内体制といたしまして、対応統括部署及び責任者を定め、普段より所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関との連携を図るとともに、講習会の受講等を通じて情報の収集に努めております。また、反社会勢力対応マニュアルには、暴力的な行為や不当な要求があった場合の対応を定めており、これらは、全従業員向けに年1回以上実施されるコンプライアンス講習の中で、反社会勢力対応に関する講習を実施して徹底を図るなど、会社全体として反社会勢力に対する適切な対処に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、投資者に不測の損害を発生させないため、会社情報の適時開示は上場会社の重要な責務と考え、正確かつ迅速に公平性をもって開示を行う方針であります。

当社は、会社の情報に関して「情報管理規程」に基づき管理を行っております。

これに加え、インサイダー取引防止のため「インサイダー取引管理規程」を定め、その遵守を徹底いたします。当社情報管理体制は、執行役管理部門長を情報取扱責任者として一元管理を行います。

【事実および情報の把握】

1. 決算情報

決算情報については、取締役会で決議しております。

2. 決定事実

重要な業務執行については、取締役会、執行役員及び部門長会において決定しております。

3. 発生事実

当社における発生事実については、当該部門長より、速やかに執行役管理部門長に報告されます。重要な発生事実は、部門長会及び取締役会への報告を経て開示されます。

執行役管理部門長が「緊急」と判断した場合は、取締役会を経ず代表執行役に報告し、代表執行役の承認で開示を決定いたします。この場合、開示後速やかに取締役会にて報告いたします。

